

働く60代、社会保険に目配り

年金減額や介護の負担増

定年と同時に仕事を辞める人は今や少数派。60歳や65歳を過ぎて働き続けるシニアは今後も増えそう。ただ60代は公的年金や雇用、介護といった社会保険制度で転換点を迎えることが多い。負担が増えたり、給付が減ったりして家計に影響することがある。

「頑張ってるけど年金が減らされると聞いた」「月収いくらまでなら年金が減らないか教えてほしい」。社会保険労務士の山本礼子氏は役所などの年金相談で50〜60代からよくこんな質問を受ける。年金を受け取りながら働き、月収との合計額が多いと年金の一部、または全額が支給停止になる。これが「**在職老齢年金(在老)**」という制度だ。年金の受給は原則65歳からだ。経過措置として現在は男性が64歳、女性は62歳以上から「**特別支給の老齢厚生年金**」が支給されて対象になる。

月収と本来受け取る年金月額合計が基準額を超えると、超過した分の半分を年金から減らす。基準額は毎年度見直しされ、**2024年度は50万円**。例えば年金月額10万円の人は月収40万円だと全額受け取れるが、50万円だと年金が5万円に半減し、60万円だとゼロになる。以前は65歳未満の基準額が28万円と低かったが、22年度に大幅に引き上げられた。

「制度については勘違いも多い」と山本氏は話す。対象になるのは厚生年金の報酬比例部分だが、基礎年金も含む年金全体と勘違いしている人がよくいる。また停止になった部分は退職すれば戻ってくるかと考えている人もいるが「支給停止とは『不支給』のこと。後で戻すことはない」と説明する。

厚生年金の支給開始年齢は徐々に上がっており、男性は25年度、女性は30年度に65歳になる。これに伴い、在老の対象もやがて65歳以上になる。厚生労働省によれば65歳以上の在職する年金受給権者のうち支給停止の対象は16%（50万人）。長く働く人が増加すれば対象者も増えていきそう。

年金は在老だけでなく雇用保険との調整で支給停止になることもある。その代表が「高齢雇用継続

給付」。再雇用などで60歳以降も働き、賃金が大きく下がった場合に雇用保険から支払われる給付金だ。現在は60歳時点の賃金の75%未満になると最大15%に相当する額を65歳になるまで支払う。この給付金を受けながら働き、特別支給の年金を受け取る年齢になると年金の一部が停止になる。

停止率は給付金の支給率で変わり、現在は最大で賃金（標準報酬月額）の6%。「在老の支給停止と合わせダブルで減額される人もいる」と社会保険労務士の永山悦子氏は指摘する。

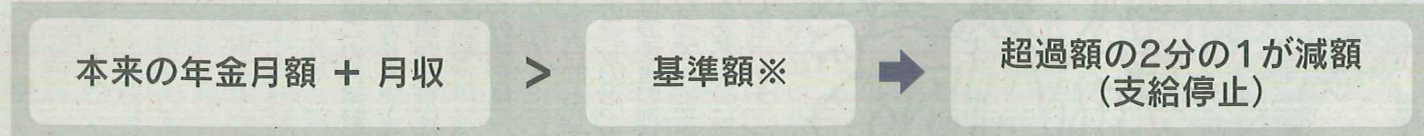
60代前半で仕事を辞める際、失業給付（基本手当）と厚生年金を同時に受け取れないという決まりもある。対象は65歳未満で年金を

受け取る人。ハローワークで求職の手続きをすると年金が一定期間全額停止になる。65歳になると基本手当は高齢求職者給付金という一時金に変わり、年金と併給できる。ただ「給付日数は多くて50日分。基本手当の最大150日分（自己都合退職）に比べ金額は3分の1程度に減る」（永山氏）。

公的な医療保険や介護保険はどうか。社員の健康保険は最長で75歳になるまで加入できる。配偶者など被扶養者の負担はゼロのまま。国民健康保険などより有利な条件で医療サービスを受けることができる。問題は介護保険だ。

「65歳になると介護保険料はほとんどの人で大きく増える。会社勤めを続けていると3〜4倍に跳ね上がることも珍しくない」と社会保険労務士の望月厚子氏は話

在職老齢年金の仕組みイメージ



(注)※2024年度は50万円

働くシニアは在職老齢年金制度で厚生年金が減ることがある

が減額されるケース

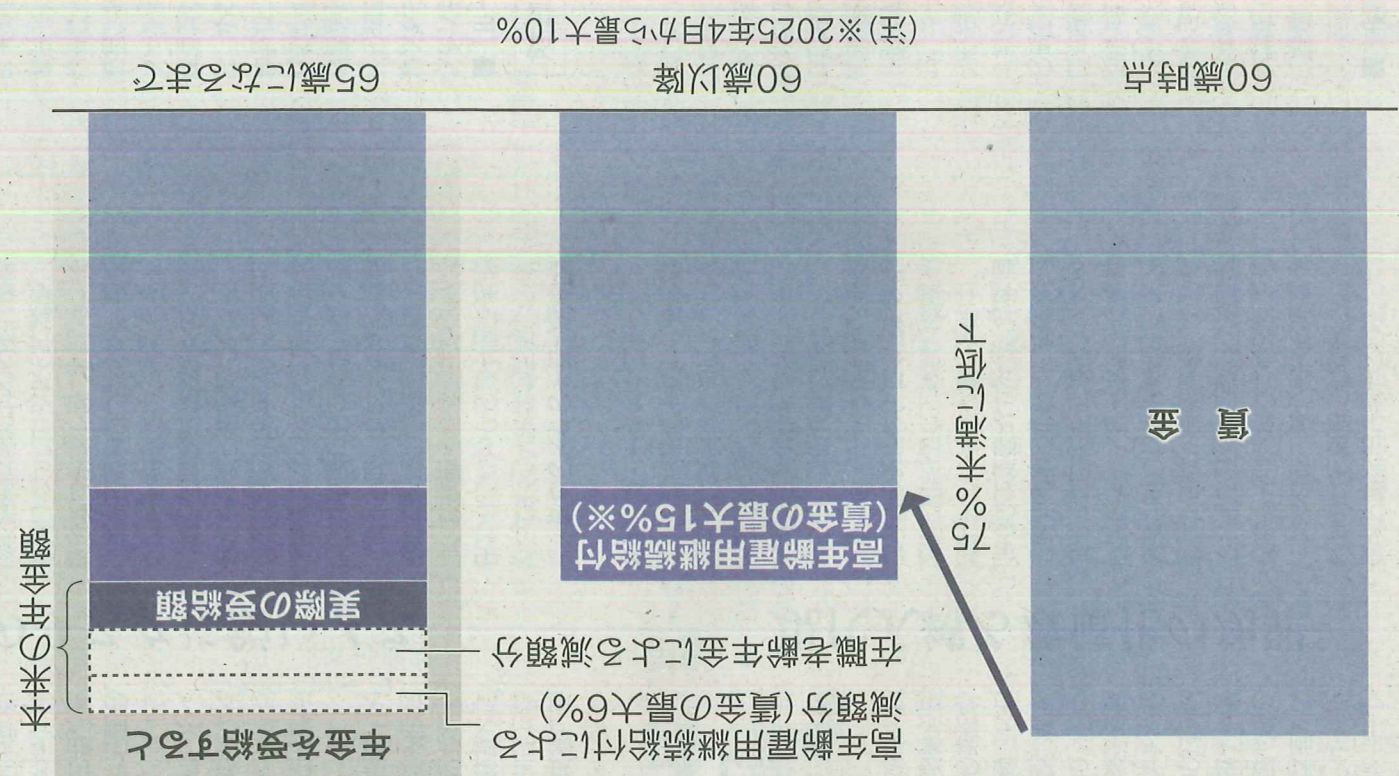
		月収(万円)				
		20	30	40	50	60
本来の年金月額(万円)	5	5	5	5	2.5	0
	10	10	10	10	5	0
	15	15	15	12.5	7.5	2.5
	20	20	20	15	10	5

【注】額加給金の料率

20	15	10	5
20	15	10	5
20	15	10	5
15	12.5	10	5
10	7.5	5	2.5
5	2.5	0	0

(注) 年金額は報酬比例部分のみ。月収は総報酬月額相当額(給与と直近1年間の賞与の12分の1)

高齢雇用継続給付と年金の関係



公的介護保険の受給要件や保険料は65歳で変わる

40～64歳(第2号被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加齢によって起きる特定疾病(16種)による要介護・要支援に限定 ■ 要介護・要支援なら原因を問わず
65歳以上(第1号被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市区町村が徴収 ■ 市区町村が徴収 ■ 健保は給与天引きで原則2分の1負担 ■ 健保は月収や賞与に保険料を掛けて算出 ■ 市区町村で基準額を決め、本人の所得や世帯の人数や所得などで決める ■ 国保は世帯の人数や所得などで決める
計算方法	

「ワネーのまなび」面の詳細記事や関連記事は電子版の▶ワネーのまなびでお読みいただけます。



25年改正に向け議論

【ワネー】 公的介護保険の受給要件や保険料は65歳で変わる。この改正は、高齢者の生活を支える重要な制度であり、その見直しは社会全体の課題となっている。改正の背景には、高齢化の加速と介護需要の増加がある。また、財政負担の軽減も重要なポイントである。改正の具体的な内容は、加齢による特定疾病の範囲の拡大と、要介護・要支援の認定基準の見直しにある。これにより、より多くの高齢者が適切な介護を受けられるようになることが期待されている。改正の実施は2025年4月1日から開始される予定である。

高齢者の生活を支える重要な制度である公的介護保険。その見直しは社会全体の課題となっている。改正の背景には、高齢化の加速と介護需要の増加がある。また、財政負担の軽減も重要なポイントである。改正の具体的な内容は、加齢による特定疾病の範囲の拡大と、要介護・要支援の認定基準の見直しにある。これにより、より多くの高齢者が適切な介護を受けられるようになることが期待されている。改正の実施は2025年4月1日から開始される予定である。

介護